

# 国立研究開発法人国立循環器病研究センターデータの公開に関する基本方針

令和3年2月2日

## 1 目的

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。これら研究活動を通して取得・作成したデータは重要な知的資産であり、適切な管理・保存・運用及び公開により有効な利活用を図る必要があることから、以下の基本方針を定める。これにより、国民の健康と幸福の向上並びに科学技術の発展及び産業振興に寄与することを目的とする。

## 2 対象となる研究データと公開範囲

本基本方針における研究データとは、センターにおいて、その研究活動を通じて取得・作成したデータ、そのメタデータ及び研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反するおそれのある情報、第三者より秘密保持義務が課せられている情報、公開により財産的価値が損なわれる可能性がある情報等センターが公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

## 3 データの管理・保存・運用

センター及び研究者は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、センターは、法的及び倫理的要件に則り、公開データの管理及び利用を促進するための運用をすすめる。

## 4 データの帰属

センターの研究データは、別に定める場合を除き、センターに帰属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

## 5 データの公開期間と利用条件

研究データは、研究者の論文投稿前の期間、研究者の権利や出版社等との契約に基づく場合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに研究データを公開するものとする。また、公開後もセンターが公開を適当でないと判断した場合には、研究データの公開を打ち切る。

公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、セン

ターが公開した研究データを利用した旨を明記することを条件とする。研究データは原則無償で公開されるが、その種類、利用目的等により、有償とする場合がある。

## 6 免責

センターは、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

## 7 その他

この基本方針は、必要に応じて随時見直しを行い改訂する。